

資料編

- (1) 四日市市における推進体制
- (2) 四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会
 - 検討委員会委員名簿
 - 検討委員会開催経過
 - 四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会設置要綱
- (3) 四日市市次世代育成支援対策行動計画推進本部設置要綱
- (4) 特定14事業について

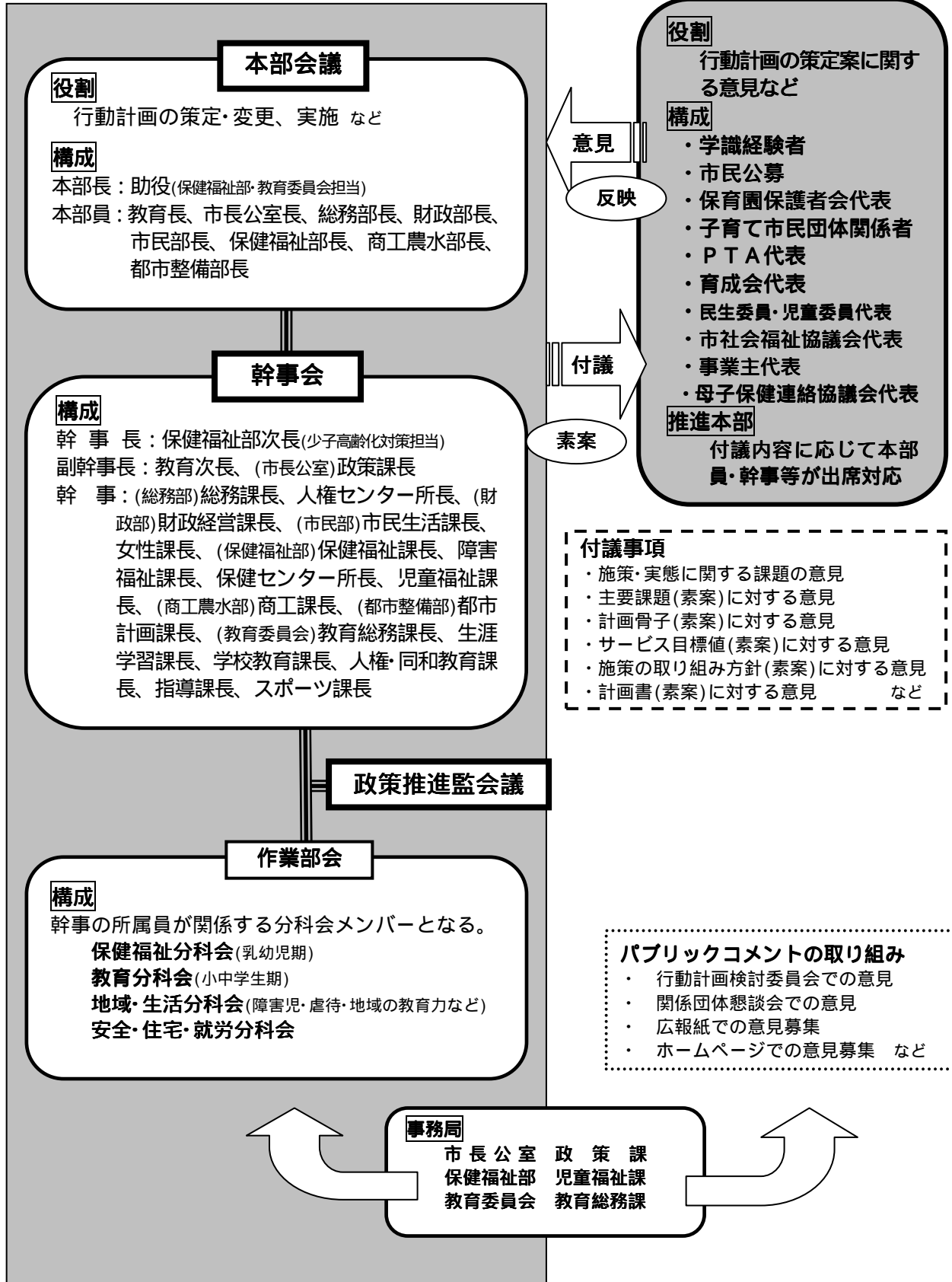


(1) 四日市市における推進体制（平成16年度）

庁内体制

行動計画推進本部

行動計画検討委員会



(2) 四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会

検討委員会委員名簿

委員長、副委員長

	氏名	選出団体等
学識経験者	なかにし まこと 中西 智子	三重大学教育学部 教授
公募委員	かとう みどり 加藤 緑	
公募委員	まつおか えりこ 松岡 江利子	
保育園保護者会代表	たにぐち あやこ 谷口 綾子	四日市市立保育園連合保護者会 副会長
子育て市民団体関係者	いけだ みつこ 池田 光子	子育て広場 ドロップ in 事務局次長
P T A 代表	かわぐち ゆたか 川口 豊	四日市市 P T A 連絡協議会 会長
育成会代表	もり さきこ 森 佐季子	四日市市子ども会育成者連絡協議会 理事
民生委員・児童委員代表	いしだ しずよ 石田 静代	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
主任児童委員代表 ()	たに とみこ 潤 富子	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 副部長
	いちかわ ちづこ 市川 千鶴子	主任児童委員部会 地域代表
社会福祉協議会代表	まつもと みつお 松本 光雄	四日市市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
事業主代表	ふじわら かずお 藤原 和夫	四日市商工会議所労働問題対策委員会 委員長
母子保健連絡協議会代表	むらせ ちさと 邨瀬 千里	四日市市母子保健連絡協議会 会長

(敬称略、順不同)

民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選による交代 (H16.12.1)

検討委員会開催経過

	日 時	内 容
第 1 回	H16.7.27 (火)	1. 四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会委員 委嘱状交付 2. 市長あいさつ 3. 委員長・副委員長選出 4. 委員長あいさつ 5. 議事 (1) 行動計画について (2) 今後のスケジュールについて (3) ニーズ調査「子育てについてのアンケート」結果報告書 について (4) 各委員より自己紹介を兼ねて、それぞれの視点や立場から、 現状や課題等の意見交換 (5) その他
第 2 回	H16.8.31 (火)	1. 行動計画の骨子(事務局案)について 2. テーマ「就学前児童の5年後、10年後」について 3. 意見交換 4. その他
第 3 回	H16.10.5 (火)	1. 行動計画の骨子(事務局案)について 2. 特定14事業に係る目標事業量の報告値について 3. テーマ「小中学生の今後」について 4. 意見交換 5. その他
第 4 回	H16.11.9 (火)	1. 児童福祉・学校教育施策に関する意見交換 2. 次世代育成戦略プラン(中間報告素案)について 3. その他
第 5 回	H17.1.14 (金)	1. 「検討委員会」からの提言について 2. 次世代育成戦略プラン(素案)について 3. その他
第 6 回	H17.3.3 (木)	1. 「検討委員会」からの提言について 2. 今までに出された意見等について 3. 次世代育成戦略プラン(案)について 4. その他



四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく四日市市次世代育成支援対策行動計画(以下「行動計画」という。)の策定にあたり、本市の取り組むべき施策の方向や手法について広く意見を求め、計画に反映させるため、四日市市次世代育成支援対策行動計画検討委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、行動計画の策定に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。なお、公募委員の選考にかかる要領は、別に定める。
- 3 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。
- 4 公職の故をもって委員となった者は、任期中であってもその職を離れたとき、委員の職を失う。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。なお、個人及び事業者等に関する情報については、委員の意見により部分的に非公開とすることができる。

- 2 会議を部分的に非公開とするときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室政策課、保健福祉部児童福祉課及び教育委員会教育総務課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

別表

委員の構成表

1	学識経験者
2	公募委員
3	公募委員
4	保育園保護者会代表
5	子育て市民団体関係者
6	P T A 代表
7	育成会代表
8	民生委員・児童委員代表
9	主任児童委員代表
10	四日市市社会福祉協議会代表
11	事業主代表
12	母子保健連絡協議会代表

(3) 四日市市次世代育成支援対策行動計画 推進本部設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び実施等に関して総合的かつ効果的に推進するため、四日市市次世代育成支援対策行動計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
(1) 行動計画の策定及び変更並びに公表に関すること。
(2) 行動計画の実施状況の点検及び公表に関すること。
(3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。
2 本部長及び本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
3 本部長は、推進本部を代表し、会議の招集及び主宰を行う。
4 本部長は、必要があると認める場合、本部員以外の者を会議に参加させることができる。

(幹事会)

第4条 所掌事務を円滑に処理するため、推進本部に幹事会を置く。
2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
4 幹事長は、幹事会を代表し、会議の招集及び主宰を行い、副幹事長は、幹事長の補佐又は代理を行う。
5 幹事長は、必要があると認める場合は、幹事以外の者を会議に参加させることができる。
6 幹事長は、必要に応じて幹事会に作業部会を置くことができる。

(事務局)

第5条 事務局は、市長公室政策課及び保健福祉部児童福祉課並びに教育委員会教育総務課が当たる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

別表 1

本部長	保健福祉部及び教育委員会を担当する助役
本部員	教育長 市長公室長 総務部長 財政部長 市民部長 保健福祉部長 商工農水部長 都市整備部長

別表 2

幹事長	保健福祉部次長（少子高齢化対策担当）
副幹事長	市長公室参事兼政策課長 教育次長（学校教育担当） 教育次長（生涯学習担当）
幹事	総務課長 人権センター所長 財政経営課長 市民生活課長 女性課長 保健福祉課長 障害福祉課長 保健センター所長 児童福祉課長 商工課長 都市計画課長 教育総務課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権・同和教育課長 指導課長 スポーツ課長

(4) 特定14事業について

以下の14種類の事業は、国からあらかじめ示された事業で、国への目標事業量の報告が必須となっています。

通常保育事業

【概要】 保護者の労働または疾病などにより、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わって認可保育所で保育を実施する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
認可保育所定員数(人)	4,305 (旧楠町分130を含む)	4,530	126	101

延長保育事業

【概要】 通常保育の開所時間(11時間)を超えて保育を実施する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数(園)	13 (旧楠町分1を含む)	19	127	101

旧楠町での開所時間は、従来17:30まででしたが、合併により18:00までとなりました。

夜間保育事業

【概要】 夜間(基本的には11:00~22:00)に認可保育所で保育を実施する。

ニーズ調査の結果から判断し、実施しない。

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

【概要】 保護者の仕事等により恒常的に帰宅が夜間に及ぶため、児童に対する生活指導、家事等で困難を生じている場合に、児童福祉施設等に通所させ、保護者が帰宅するまでの間、生活指導、夕食などの提供を行う。

ニーズ調査の結果から判断し、実施しない。

休日保育事業

【概要】 日曜日・祝日といった、休日の保育を認可保育所において実施する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数（園）	0	4	132	103

放課後児童健全育成事業

【概要】 保護者の就労などにより、放課後に留守家庭となる児童の保育事業を行う地域の運営委員会に対して補助などの支援を行う。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
学童保育所の実利用 児童数 / 月（人）	571 （旧楠町分 12 を含む）	1,175	149	106

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 派遣型

【概要】 病気回復期にあつて、集団での保育が困難な就学前児童を就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、児童の自宅等で一時的に預かる。

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 施設型 に対応する。

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育） 施設型

【概要】 病気回復期にあつて、集団での保育が困難な就学前児童を就業などによって家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関に付設した施設で一時的に預かる。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数（カ所）	1 （旧楠町では実績なし）	2	33	83

子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】 児童を養育している家庭の保護者が疾病・出産などで一時的に養育が困難になったときに、児童福祉施設等において、24 時間体制で児童を養育する。緊急保護が必要な母子については、母子生活支援施設において対応する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
年間延利用者数（人）	49 （旧楠町では実績なし）	80	150	106

一時保育事業

【概要】 一時的に保育に欠ける児童や、保護者の育児疲れや急病により緊急に保育を必要とする児童を認可保育所で保育する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数（園）	6 （旧楠町分 2 を含む）	7	130	102

特定保育事業

【概要】 3 歳未満児を対象に週に 2、3 日程度、もしくは午前か午後において必要に応じて柔軟に利用できるサービスを認可保育所において実施する。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
施設数（園）	4 （旧楠町では実績なし）	7	32	83

ファミリー・サポート・センター事業

【概要】 地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
会員数（人）	517 （旧楠町では実績なし）	817	148	106

地域子育て支援センター事業

【概要】 保育園や医療機関に設置する子育て支援センターで、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

指標	H15 年度実績	H21 年度目標	別表	
			No.	ページ
子育て支援センター事業箇所数（カ所）	9 （旧楠町分2を含む）	11	144	105

旧楠町において実施していた子育て支援事業については、新四日市市における「あそぼう会」に変わります。

つどいの広場事業

【概要】 主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽につどえる場所を身近な地域内につくるもの。

地域子育て支援センター事業の拡充により対応

ここで掲げる指標や目標値は、本計画で掲げているものです。そのため、事業によっては、国に報告したものとは異なった指標や目標値を使用しています。